

平成29・30年度 検討状況のまとめ（案）
— 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 —

1) 委員会の経緯

本委員会は、市民のまちづくりへの参画推進や、自治振会、区・自治会、市民活動団体、事業所、個人等の様々な主体間の連携、協力、並びに行政との協働により市民自治を具現化するため29年度に設置した。まずは、「市民センターのあり方」「自治振興会のあり方、自治振興交付金の有効活用」「区・自治会と自治振興会の役割分担、それぞれのあり方」について、約2年かけて検討した。

2) 平成29年度の会議経過及び主な意見

(1) 検討委員会

第1回検討委員会（平成29年7月27日）

○委嘱状交付 ・委員長、副委員長選任 ・本市のコミュニティ施策説明

第2回検討委員会（平成29年9月13日）

○地域市民センターのあり方について意見交換

(主な意見等)

- ・一般から見たらセンター職員がどういった業務をしているかわからない。地域の実情を把握している人に自治振興会の手助け等行ってもらいたい。
- ・センター配属職員が、自治振興会の事務局補助をするのか、事務局そのものを担うのか、行政等とのコーディネータとしての活躍が期待されているのか整理されていない。
- ・甲賀市の決算の推移や中長期財政計画、職員数の推移等を見ると、非常に厳しい現実が迫っていることがわかる。住民自治を強化するため、支援の仕方はどうあるべきなど議論が必要。

第3回検討委員会（平成29年11月10日）

○地域市民センターや自治振興会のあり方等について意見交換

(主な意見等)

- ・職員がいるから窓口業務をスタートしたが、窓口業務があるために自治振興支援が充分できず「二兎を追うものは一兎も得ず」の状態になっているのではないか。
- ・証明書発行の実態を見ると必ずしも高齢者の利用は多いとは言えず、サービスが無くなっても代替対応によりさほど不便と思われないのではないか。
- ・自治振興会によるまちづくりが何故うまくいっていないか反省が必要。自治振興会の熟度が違うし、地域に応じてどういうスキルをもった支援担当者が必要かの整理をすべき。

- ・地域を理解してもらおうとすると時間を共にすることが重要であり、支援担当職員にはできる限り会議等に同席してほしい。
- ・地域支援ができるスキルをもった職員の確保が難しいと思われる。
- ・まちづくり基本条例を達成するための協働推進計画が必要。こうした計画があると、自治振興会の支援や市民協働のステップアップを進めやすい。
- ・人的ストック形成のために自治振興交付金を活用することも大切。

第4回検討委員会（平成30年1月16日）

○地域市民センターで行う業務・体制について意見交換

○自治振興交付金制度についての概要説明

(主な意見等)

- ・自治振興会支援や地域課題解決を進めるために、現在の地域支援補助員を地域マネージャー（集落支援員）とするのは良い。
- ・平成30年4月から23人の地域マネージャーを雇用するにあたり、人材の確保が難しいのではないか。
- ・地域市民センター業務を地域支援に軸足を置く形にするにあたって、証明書発行を郵送による後日交付とするのもやむを得ないと思われる。
- ・自治振興会の規模の違いによって、自治振興交付金制度に対する意見が異なる。（例えば、小規模の自治振興会は人口割だけでなく面積割も考えてほしいという意見がある。）
- ・自治振興交付金制度について検討するにあたり作業部会を設けてはどうか。

第5回検討委員会（平成30年2月21日）

○地域マネージャー（集落支援員）について意見交換

(主な意見等)

- ・地域マネージャーを雇用するための手続きがスケジュールありきで進められ、委員会は報告を受ける形となった。
- ・地域マネージャーの役割は理想。まずは、地域の現状把握、地域団体との接触等により地域の課題を調べ、その情報を自治振興会の方と共有する。
- ・窓口業務の見直しを行い、地域マネージャーの研修等によりスキルアップを図りきちんと成果が出るように進めていただきたい。

第6回検討委員会（平成30年3月13日）

○自治振興交付金について意見交換

(主な意見等)

- ・事業加算金については、一定金額について、対象事業を実施する場合には加算する「手あげ方式」を採用してはどうか。
- ・区と自治振興会の連携を持たせるためにも、区活動交付金を自治振興会を通じて交付する形は、このままでよいのではないか。
- ・自治振興交付金をより有効に活用するためのしくみを検討する作業部会を立ち上げ、見直しについて集中して協議し、委員会では作業部会の協議内容について検討する。

3) 平成30年度の会議経過及び主な意見

(1) 検討委員会

第7回会議（平成30年5月24日）

○自治振興交付金作業部会での検討結果について意見交換

(主な意見等)

- ・地域課題解決のために、例えば事業加算金から事務加算金への流用上限額を撤廃するなど、より柔軟に交付金を使えるように見直しできないか。
- ・事業加算金について、一定上限を決めて繰越を認められないか。
- ・自治振興会の事務局機能の充実が安定した組織運営には不可欠であり、そのためには、事務局を運営できる人材と財源が必要である。
- ・自治振興会ごとに「まちづくり計画」の見直し、長期、中期、短期にわけて、課題解決のための具体的な事業の計画を立てていただくことが必要である。
- ・将来的に目指すべき方向は、施設の指定管理を受けたり、コミュニティビジネスに取り組んだり、運営資金を生み出していくような自治振興会である。
- ・今回出た意見を踏まえ、再度自治振興交付金作業部会において、見直しについて掘り下げて協議いただきたい。

第8回会議（平成30年11月1日）

○自治振興交付金作業部会での検討結果について意見交換

○市が行うべき見直し等について

(主な意見等)

- ・区・自治会の役割を整理することによって、役員などの負担軽減が図れるのではないか。
- ・自治振興会は、既存の事業だけにとらわれるのではなく、地域課題解決のための新たな取り組みについて検討していくべきである。
- ・自治振興会によっては、毎年役員が交代するなどの要因で課題解決に向けた取り組みへの移行が難しいケースもあるので、市からの支援が必要である。
- ・地域のリーダーの発掘、育成については、もう一度、なぜ自治振興会を立ち上げたのかという原点に立ち返って考えていくべきである。
- ・自治振興交付金（基礎交付金）の事業メニューについて、自治振興会が本来行うべき内容であるかどうかを再検討すべきである。

第9回会議（平成30年12月14日）

○自治振興会に委託できる可能性のある業務について

○自治振興交付金の手引きの見直しについての意見交換

(主な意見等)

- ・自治振興会の地域課題解決の取り組みを充実させるためだけでなく、市の財政健全化の観点からも市有施設の指定管理や市有地の草刈等の業務は、積極的に自治振興会を活用していくべきである。特に公民館の指定管理は任せられるのではないか。

- ・市民への配布物（情報）という点では、区・自治会では加入されていない人には届いていない。そういう点で自治振興会であればカバーしていく事ができるのではないか。
- ・自治振興交付金（事業加算金）について、一定要件を満たせば、年度の繰越しも可能としていくことができないか、また、交付金間の流用についても可能とできないか検討すべき。

（2）作業部会

第1回作業部会（平成30年4月11日）

- ・①基礎交付金について
- ・②区活動交付金について

（主な意見等）

- ・基礎交付金を区に渡してしまえば、チェックができない。用途について、5要件のいずれかに使ったというチェックが必要ではないか。
- ・基礎交付金で敬老事業について75才以上×1,500円と設定しているため、今後の人口推計で増加が懸念される。そのため他の4事業への費用に影響が出ないか確認する必要があるのではないか？
- ・基礎交付金におけるその他事業の算定基準について、人口割で算出しているため、人口規模の大きい自治振興会と小さい自治振興会の希望はかみ合わず、必ず逆の要望が出てくる。
- ・区活動交付金の一部地域への上乗せルールは、制度を見直す必要があるのでは？

第2回作業部会（平成30年4月24日）

- ・①事務加算金について
- ・②事業加算金について

（主な意見等）

- ・自治振興会の運営体制がかなり違う。事務加算金の用途については、自治振興会の組織で決められないか。事務加算金の枠だけ決めておけばよいのでは？
- ・事務加算金の運用について、繰越できる仕組みは残すべき
- ・事業加算金について、事業計画の中でしっかりチェックして、実績でもしっかりチェックすることが大事
- ・事業加算金において、繰越金について、例えば「全収入の1/10までは繰り越せる」や「事業加算金の1割までは繰り越せる（上限50万円）」など、ルールを見直せないか。

第3回作業部会（平成30年8月29日）

- ・市が行うべき見直し等について

（主な意見等）

- ・市は合併後、自治振興会が出来ても同じように区・自治会に充て職を依頼しており、その事が区・自治会の負担に繋がっているのではないか。

- ・窓口業務の多い地域市民センターでは、地域マネージャーによる自治振興会支援が十分進められていない。
- ・自治振興会の事務局機能を充実させるには、事務局長の待遇改善が一番大事である
- ・年度末に事業加算金を使いきろうというような考え方がある。自治振興会の事業企画段階でのチェックや、中間監査も含めて内部監査、定期的な市からの監査（事業、会計）が必要である。

4) 会議を受けての市の方向性

- ・自治振興会による地域課題解決の高まりに応じた、自治振興交付金の運用の柔軟化を図るとともに、見直し方針を策定する。
- ・地域市民センターの現状における課題等を整理するとともに、地域説明や意見交換なども踏まえ、より地域のまちづくり活動の拠点となるよう必要な見直しを図る。
- ・19の地域市民センターに配置している職員を、より地域支援業務に専念させるための見直しを図る。
 - 平成31年4月から19の地域市民センターにおける専用ファックスによる証明書の即時交付を取り次ぎによる後日交付、若しくは郵送による交付に変更する。
- ・平成31年度以降については、”自治振興会によるまちづくり”についての市の見直し案を作成し、委員会に報告する。また、テーマ型、地縁型市民活動への関わりを中心とした市民のまちづくりへの参画推進や市民活動団体同士あるいは行政との協働のあり方等について、さらに議論を深めていく予定である。